

心身障害者自動車ガソリン費助成事業及び福祉タクシー事業について

※ 小金井市公式ホームページより

ガソリン費の助成

対象

在宅で市内に住所があり、自動車税、軽自動車税の減免を受けている自動車を所有する人のうち、次のいずれかに該当する人

1. 身体障がい者手帳の下肢機能障がいもしくは体幹機能障がい1級から3級、視覚障がい1・2級、内部障がい（心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこうまたは直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい）1級の人
注記：総合等級ではなく、個別等級で判断します。
2. 愛の手帳1度・2度の人

内容

事前に申請をし、決定を受けた方について、ガソリン費（ガソリンは1リットル当たり75円、軽油は1リットル当たり40円）を1か月につき3,000円を限度として助成します（領収書が必要）。
決定を受けた方には前期（3月から8月）と後期（9月から翌年2月）の2回に分けて助成します。
新たに申請された方は、利用申請を行った日に属する月分から助成の対象となります。
ただし、タクシー料金助成制度とは併給できません。

請求方法

前期分（3月から8月分）は8月末に、後期分（9月から翌年2月分）は2月末に請求書を送付いたします。
送付した請求書に領収書を添えて前期分（3月から8月分）は9月10日（消印有効）までに、後期分（9月から翌年2月分）は3月10日（消印有効）までに郵送または窓口にてご提出ください。
前期分（3月から8月分）は9月末までに、後期分（9月から翌年2月分）は3月末までに指定の金融機関口座へ振り込みます。

タクシー料金の助成

対象

在宅で市内に住所があり、次のいずれかに該当する人

1. 身体障がい者手帳の下肢機能障がいもしくは体幹機能障がい1級から3級、視覚障がい1級・2級、内部障がい（心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこうまたは直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい）1級の人
注記：総合等級ではなく個別等級で判断します。
2. 愛の手帳1度・2度の人
3. 精神障がい者保健福祉手帳1級・2級で、市長が特に必要と認めた人
注記：精神障がいの方は、認定調査が必要です。

内容

事前に申請し、決定を受けた方について、タクシー利用料金（運賃のみ対象）を1か月につき3,000円を限度として助成します（領収書が必要）。
前期（4月から9月）と後期（10月から翌年3月）の2回に分けて助成します。
新たに申請された方は、利用申請を行った日に属する月分から助成の対象となります。
ただし、ガソリン費助成を受けている方への助成はできません。

請求方法

前期分（4月から9月分）は9月末に、後期分（10月から翌年3月）は3月末に請求書を送付いたします。
送付した請求書に領収書を添えて前期分（4月から9月分）は10月10日（消印有効）までに、後期分（10月から翌年3月分）は4月10日（消印有効）までに郵送または窓口にてご提出ください。
前期分（4月から9月分）は10月末日までに、後期分（10月から翌年3月）は4月末日までに指定の金融機関口座へ振り込みます。